

報 道 資 料

令和 6 年 9 月 2 5 日
総 務 部 法 務 文 書 課
県政情報公開係 石河、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第 2 9 2 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 3 3 8 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 6 年 9 月 2 5 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実 施 機 関：奈良県警察本部長（県民サービス課）
- ◎ 対象行政文書：奈良県警察が保存・保管している映像記録のうち、平成 2 3 年 5 月 4 日に撮影されたもの。
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示決定
 - 不開示理由：当該文書を保有していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

行政文書の不存在

審査請求人は、「奈良県警察が保存・保管している映像記録のうち、平成 2 3 年 5 月 4 日に撮影されたもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を保有していない旨主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関は、一般に、交通違反取締りにおいて自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有する必要性はなく、道路交通法違反の事実の認定は、原則として、警察官の現認によるのであり、違反事実の立証は、警察官の現認で足り、自動車の運転者及び同乗者の状況を撮影し、電磁的記録として保有しなければならないことを定める規定は存在しない旨主張している。

また、実施機関において、本件開示請求に対応する行政文書を特定するに当たり、全所属において探索をしたが本件開示請求に対応する文書は保有していなかったとのことである。

これらのことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開 示 請 求	平成 3 0 年 9 月 2 2 日		
② 決 定	平成 3 0 年 1 1 月 9 日	付けで不開示決定	
③ 審 査 請 求	平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日		
④ 諮 問	平成 3 1 年 1 月 2 4 日		
⑤ 経 過	令和 6 年 1 月 2 6 日	第 2 7 2 回審査会	審議
	令和 6 年 3 月 1 1 日	第 2 7 3 回審査会	審議
	令和 6 年 5 月 1 0 日	第 2 7 4 回審査会	審議